

円滑な移行措置に関する論点(概要)

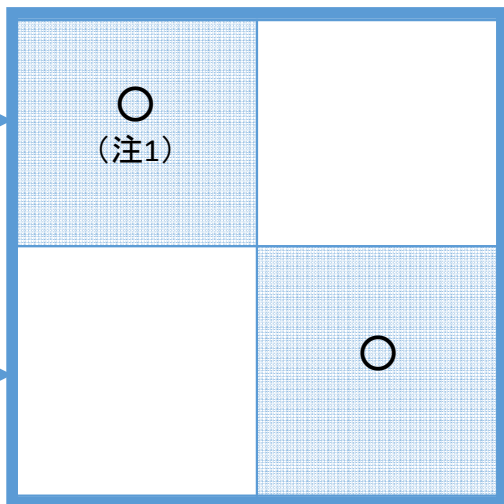
《施行時に通算して1年以上の実務経験》

附則第3条第1項に基づき合格した者とみなされる
 附則第3条第2項の指定講習の修了により、施行後5年内に限り合格した者とみなされる

3資格のいずれかを有する者

有り

無し

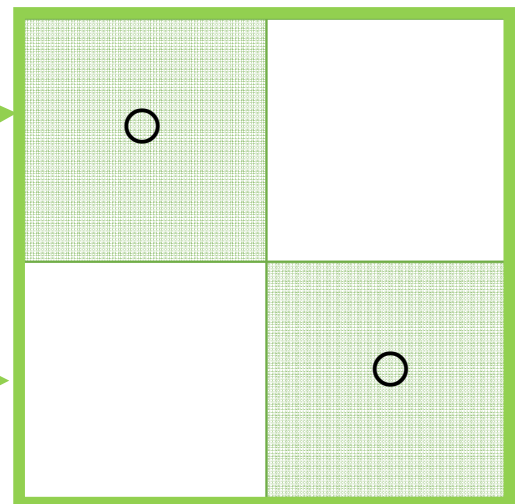


《試験申込み時》

「消費生活相談の実務に関する科目」の一部を免除
 附則第3条第2項の指定講習の修了により、施行後5年内に限り「消費生活相談の実務に関する科目」の一部を免除

①現職(注2)、又は、②試験申込み時までの直近5年間の中で地方公共団体において通算して1年以上の実務経験有り

3資格のいずれかを有し、①、②以外の者



(注1) 施行時までの直近5年間の中で、消費生活相談・あっせん又はこれに準ずる事務に通算して1年以上従事していない場合には、附則第3条第2項の規定に基づく指定講習の修了を条件とする。
 (注2) 現職とは、現に消費生活相談に従事している者(試験を申し込む際、①既に、地方公共団体の消費生活相談員として任用されていることが決まっている者、②出産、育児、介護等のために休暇を取得している者を含む。)を指す。
 (注3) 改正法第10条の3に基づき、消費生活相談員資格試験に合格した者と同等以上の知識及び技術を有すると都道府県知事若しくは市町村長が認める者については、消費生活相談員として任用され得る。

円滑な移行措置に関する論点(概要) 一時系列一

2011年4月 2016年4月
(改正法施行予定) 2021年4月

指定講習実施

通算して1年以上、地方公共団体や企業等で実務経験あり

例: 10年前に1年以上の実務経験がある場合
直近5年間で半年の実務経験があり、
10年前に半年の実務経験がある場合

直近5年間で通算して1年以上、
地方公共団体や企業等で実務経験あり

(指定講習不要)

附則第3条第1項の規定に基づき
「合格した者とみなされる」

指定講習の修了が条件

通算して1年以上、地方公共団体や企業等で実務経験なし

附則第3条第2項の規定に基づき
「合格した者とみなされる」

指定講習の修了が条件

新資格試験

新資格試験受験申込み時に、現職(※)・・・A

新資格試験受験申込み時に、直近5年間で通算して1年以上、地方公共団体での実務経験あり・・・B

(※) 現職とは、現に消費生活相談に従事している者
(試験を申込み際に、既に、地方公共団体の
消費生活相談員として任用されることが決まっ
ている者を含む。)

「消費生活相談の実務に関する科目」
の一部免除

「消費生活相談の実務に関する科目」
の一部免除

指定講習の修了が条件

3資格のいずれかを有する者

第3条第1項
附則

第3条第2項
附則

試験の一部免除措置

資格の有無に
関わらない

3資格のいずれ
かを有する者
(A及びB以外)